

事務連絡
令和4年10月24日

各障がい福祉サービス事業者様
各障がい児支援事業者様
各移動支援登録事業者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長

障がい福祉サービス費等における過誤申立書の提出方法変更について

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

障がい福祉サービス費等（移動支援含む）に係る過誤申立書の提出方法の変更につきまして、令和4年9月26日付事務連絡でお知らせしましたとおり、ICTの活用による市民サービス向上のため、令和4年11月受付分より、「大阪市行政オンラインシステム」を使用した電子申請による提出に変更させていただきます。

令和5年2月受付分からは大阪市行政オンラインシステムに完全移行予定となっておりますので、各事業者様におかれましては、ご対応よろしくお願いいたします。

1 行政オンラインシステム移行のスケジュール

【令和4年10月受付分まで】

令和4年10月受付分までは、従来どおり郵送またはご持参にてご提出をお願いします。

※締切は月末必着（最終受付日：令和4年10月31日（月））

【令和4年11月受付分から】

令和4年11月受付分より「大阪市行政オンラインシステム」から、電子申請による過誤申立書の提出に変更となります。（11月1日以降、入力可能）

※電子申請の締切・・・毎月最終日の23：30

※郵送・持参の締切・・・毎月最終開庁日（月の最終日が、土・日・祝日の場合は前倒し）

（月の下旬発送で、到着日の確認が必要な場合は、障がい支援課へお問い合わせください）

【経過措置期間】

電子申請開始後3か月間（令和5年1月受付分まで）は、従来どおりの申請も受け付けます。

令和5年2月受付分からは、行政オンラインシステムのみでの受付とさせていただきます。

	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月
～R4.10.31まで 郵送・持参での受付					紙での申請は 受付出来ません
		（経過措置期間3ヶ月）			
R4.11.1～ 行政オンラインシステムでの 受付					

2 大阪市行政オンラインシステムでの提出方法について

- ①大阪市行政オンラインシステムを利用して過誤申立書を提出していただくためには、利用者登録が必要です。初めて利用される方は、[大阪市行政オンラインシステム](#)から利用者登録を行ってください（既に登録済の場合は、再登録は不要です）。利用者登録につきましては、事前に登録可能ですので、11月開始までに行っていただくと手続きをスムーズに行うことができます。
- ②事業所向け手続き一覧から、「過誤申立」を検索し、申請フォームに添って過誤申立内容を入力してください。

※留意事項

- ・毎月1日（0：00）～31日（23：30）の間に申請できます。
- ・事業所番号ごとの申請になり、**1申請につき8件まで**入力することができます。8件を超える場合は、再度申請してください。
- ・エクセル等のデータ添付は不要なため、フォームの案内に添って入力して下さい。入力が完了しましたら、申請書様式をダウンロードすることができますので、事業所の控えとして保管してください。

【参考】

①大阪市行政オンラインシステム掲載ページ

【大阪市 HP トップ】⇒【スクロールで画面下へ移動】⇒【大阪市行政オンラインシステム（外部サイトへのリンク）を押下】



②大阪市行政オンラインシステムトップページ

- ・利用者ID（メールアドレス）とパスワードを入力し、ログインしてください。
ログインすると、右上に事業者名が表示されます。



③過誤申立申請の掲載ページ

●過誤申立の手続きについて掲載ページ

【大阪市 HP トップ】⇒【検索欄に「過誤申立」を入力し検索】⇒[過誤申立の手続きについて](#)

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

担当：武田・藤川・中井

TEL: (06) 6208-7986・8073 FAX: (06) 6202-6962